

厚岸町議会 平成26年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成26年6月20日

午後1時39分開会

- 臨時委員（中川委員） ただいまから、平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

本日は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで委員長の職務を行います。

これより、本委員会の委員長の互選についてお諮りいたします。

6番、堀委員。

- 堀委員 中川委員長に、引き続き委員長を務めていただきたいと思います。

- 臨時委員長（中川委員） ただいま、私が委員長にとの声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 臨時委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、私が委員長に互選されました。

委員会を進めてまいります。

ここで、副委員長の互選について、お諮りいたします。

6番、堀委員。

- 堀委員 委員長指名にて、決していただきたいと思います。

- 委員長（中川委員） ただいま、委員長指名の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

それでは、委員長において、副委員長には大野委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、副委員長には大野委員が互選されました。

- 委員長（中川委員） それでは、早速審査を進めてまいります。

議案第44号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出の予算の補正。

6 ページ、事項別明細書をお開き願います。

8 ページの歳入から進めてまいります。

進め方は、款、項、目により進めてまいります。

13款分担金及び負担金、2 項負担金、2 目衛生費負担金。

15款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金。

3 目衛生費国庫補助金。

6 目土木費国庫補助金。

8 目教育費国庫補助金。

ありませんか。

（な し）

- 委員長（中川委員） 16款道支出金、2 項道補助金、4 目農林水産業費道補助金。

5 目商工費道補助金。

ありませんか。

（な し）

- 委員長（中川委員） 19款繰入金、1 項基金繰入金、4 目まちおこし基金繰入金。

ありませんか。

（な し）

- 委員長（中川委員） 20款、1 項、1 目繰越金。

22款、1 項町債、4 目農林水産業債。

ありませんか。

（な し）

- 委員長（中川委員） なければ、歳入を終わります。

歳出に入ります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

12番、室崎委員。

●室崎委員　ここで、規則条例等の改正の進捗状況についてお聞きいたします。

この前、議員協議会で、認め印の取り扱いに関してという問題と、それから使用料手数料の減免等に関するものについての説明をいただきました。それで、たしかそのときには副町長さんが説明をしてくださったように記憶しているんですが、6月から施行したかな、何かそのようなお話を伺った記憶があります。それで、その状況はどのようなになっているのか、まずお聞かせをいただきたい。

●委員長（中川委員）　総務課長。

●総務課長（會田課長）　お答えをいたします。

まず、押印の取り扱いに関する部分ですけれども、ものについては、厚岸町が定める様式における押印の取り扱いに関する規則ということで、6月1日から施行し、その他それぞれ押印が定まっている規則、要項、規定等々についても、それぞれ省くなり、また署名に変えるという部分での改正を行ったところでございます。

また、厚岸町使用料等減免規定における特認事項に関する要綱ということで、要綱で定めまして、これは町長の特認事項に係る部分ですけれども、これもあわせて6月1日から施行をしたところでございます。

●委員長（中川委員）　12番、室崎委員。

●室崎委員　わかりました。それで、特に使用料の減免については、それにぶつからない限りは、まず意識することはないんですよね。押印のほうは、割と日常茶飯事のものもあります。それで、こういうものについて、町民に対する周知というのはどのように行っていますでしょうか。こういうふうに取り扱いが今度変わったんだよ、あるいは変わるんだよということなんです。

●委員長（中川委員）　総務課長。

●総務課長（會田課長）　本来であれば、4月1日からということがよかったんですけれども、事務が多量だったものですから、6月1日ということで2カ月ずれ込んでしまいました。また、6月1日から施行し始めたばかりなものですから、まだその周知の部分、町民の方々に行っておりません。ただ、これは何らかの形で周知しなければならないというふうに思っております。

まずは、窓口等々でそれぞれの各担当課が、町民の方々、来ていただいた方々にお知らせをするということがまず先決だろうというふうに思います。また、全体的には、当然様式等もそれぞれ改正をしていますので、今までホームページに張りつけていた様式については改めて変えなければならないというふうに感じていますし、広報等での周知も行っていかなければならないというふうに思っております。これも速やかに行いたいというふうに考えております。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 よろしく願いいたします。

私の周りで、町民の方で、このことを知っている方が誰もいなかったもんですから、その点よろしく願いたい。

それからもう一つは、非常に先進的事例らしいんですね。この認め印の整理というのはね。それで、ほかの町の職員の方が、ちょっと私のところにお仕事の点でまいりまして、そのときに世間話からこれが出たら本当にびっくりしていました。ですから、そういう意味でも、厚岸町の本当にいつもながらというふうに申し上げますが、先進性を世に標榜する意味においても、どうかひとつよろしく願いたいということです。

それで、印鑑に関してもう1点だけお聞きいたしますが、厚岸町印鑑条例というのがあります。これは印鑑登録をするときのことを決めた条例ですね。この中に印鑑の定義があるんですが、認め印の場合にはこの印鑑条例が適応されるものではないと思うんですが、そこで印鑑の定義に関してはどこでどのように決めていらっしゃるか。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず、最初の部分については、十分に周知をしていきたいというふうに思っております。

それと、印鑑の定義でありますけれども、なかなかこの認め印の定義、印鑑の定義というのは難しいということもございまして、この印鑑登録に関する印鑑の制限等というのがあります。これに合わせた形で、それぞれの町内に周知をしたいというふうに考えております。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 私の聞いたのは周知ではなくて、それを法的にどうきちっと規定するかという部分です。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 町内には、基準という形で示していきたいというふうに考えております。その中身としましては、登録印鑑の制限として、印影の大きさが1辺の長さが8ミリメートルの正方形におさまるもの、または1辺の長さ25ミリメートルの正方形におさまらないものというものと、あとゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの、これが押ささってきた場合については、この部分は適応にならないかというふうに思います。それと、職業、資格、その他氏名、または通称以外の事項であらわしているもの。当然、名前が書かさっていますので、それと一致するものというふうに判断をいたします。これら、その要件を基準として考えております。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 基準というのは、条例規則というような段階でいうと、要綱の部分に当たるといえるのでしょうか。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 一部町の例規の中にも基準というものがございすけれども、これは訓令という形で示させていただきたいというふうに考えております。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 このあたりでやめますけれども、訓令の場合にはですね、外部の人間に対して規制ということが出来るのでしょうか。職員の業務に関しては訓令でいいんだと思うんですが、外から持ってくる町民ですよ、あるいは町外の人だってもちろんありますけれども、厚岸町職員の業務規定の外から入ってきたものに対して、やっぱりこの判ではだめですよという制限するわけですよ。そのときに出来るのでしょうか。

●委員長（中川委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 今のご質問を受けて、初めに基準の形で訓令でというふうに申し上げさせていただきましたが、当然住民へのその辺の周知となりますと、これは規則でなければならないというふうに考えておりますので、もう一度内部で検討して、住民への周知という形で定めたいというふうに思っております。

●委員長（中川委員） 一般管理費、ほかございませんか。
10番、谷口委員。

●谷口委員 ここに北海道労働委員会審査代理委託料53万円、これ以前に議員協議会で副町長が説明をされました。それで、この労働委員会のあっせんというのは、これは争い事ではないように私は思うんですけど、それと、これは公的機関でこれをやることによって、お互いがもしあっせんが不調に終わろうが何しようが代償を支払わなければならない、相手方にね、そういうものではないように思うんですが、そういうことで間違っていますか、間違っていないですか、ちょっと教えてください。

●委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） このたびの北海道労働委員会に対する申し立ては、あっせんという取り扱いではございません。審査をして、裁決を求めるという内容になっておりまして、北海道労働委員会が裁決、裁定したことに、さらに不服がある場合については裁

判所に訴えることができるというふうになっています。手続上は、まず北海道労働委員会がそういう審査、審議に当たるという流れになってございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 不調の話をしているわけではない、不調の後のことは、私、話ししていないんですよ。このあっせんの申し立てをしたわけでしょう、労働委員会に。労働委員会というのは、これ公的機関ですよ。裁判所とか、そういう裁く機関ではないですよ。裁く機関ではないわけでしょう。その辺、ちょっとはっきりしてください。

●委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 先ほども申し上げましたけれども、あっせんの申し立てをされているわけではありません。あっせんの申し立てをされているわけではなくて、3月31日には不当労働行為という扱いを受けたので、北海道労働委員会としての裁決、裁定を求めているという内容でございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 あのですね、あっせんの申し立ては、これいつやったんですか。3月にやっているんですか。

●委員長（中川委員） 休憩します。

午後 1 時54分休憩

午後 1 時57分再開

●委員長（中川委員） 再開いたします。
副町長。

●副町長（大沼副町長） 最初、3月17日付であっせん申請がなされました。その後、3月31日付で、このあっせんの取り下げをなされたという通知が厚岸町長になされています。同日、申し立てが行われたという内容でございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 申しわけありません。ちょっと勘違いしていました。

ただ、それをやりながらも、この間の副町長の説明にもありましたように、町長の裁量によって、団体交渉ではないけれど話し合いは続けられているんですね、今もね。

それで、これは穏便な形で進められていると思うんですよね。

それで、解決のめどがどういうふうになっていくのかちょっとわかりませんが、その話し合いが進むことによって、ある程度の対応も変わってくるのではないのかなというふうに思うんですよ。そういうときに、今回の労働委員会への申し立てについて、労働委員会が現在までどういう動きをしているのかわかりませんが、お互いに一度事情聴取というかね、そういうものが行われているのか、厚岸町にもその事情聴取があったのか、相手にもあったのか、それに対して弁護士はそのことに立ち合われているのか、そのあたりについては現在どうなっているのか、ちょっとお答えをしていただきたい。

●委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） まず、この経過につきましては、5月19日に議員協議会で町議会議員の皆さんに説明をさせていただきました。その時点でも申し上げましたが、5月21日、札幌から労働委員会の委員3名です、これは労働者側、使用者側、それから学識経験者ですか、学識経験というのは法科大学院の教授の方でございました。それと事務方2名がお見えになって、町内のある場所で、厚岸町側とそれから訴えた申し立て側、これがそれぞれ時間を分けて別々に事情聴取を受けました。

その中で、相手方はこれまで、今、委員がおっしゃったように、町長の裁量でもって、団体交渉は受けられないけれども話し合いには応じますよということについては、非常に好意的に捉えておられるようでありました。この中で、これまでの職員に対する取り扱い等々について、相手方が承服しておられない部分があります。このことについてはなお精査をして、話し合いは続けましょうということにいたしました。詳細は、ここでは申し上げられませんが、その後、労働委員会からの申し出で、相手方と厚岸町と双方同じ部屋に呼ばれて、今、話し合いを続けている内容の件について双方合意が得られるのであれば、相手方はこの申し立てを取り下げるとはやぶさかではないというふうなお話をいただいております。

その話し合いの時期につきましては、次の話し合いですね、相手方と、これは労働委員会が入りません。その話し合いは7月上旬を予定しているということで、これも相手方と合意の上に、その日の設定をさせていただいているという内容でございました。この1回目の事情聴取に関しましては、相手方はお二方、弁護人をつけて臨んでおられました。私どもは、今回お願いしようとする弁護人の方、これはつけなくて、私ども事務担当者で対応させていただいているという内容でございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、きっと話し合いができる環境に今はあるのではないのかなというふうに思うんですよね。決着はどうなるかわかりませんがね。それで、結果的にこの労働委員会のほうが事情聴取はされましたよね。それで、労働委員会としてはその事情聴取を聞いた上で何らかの裁定を出そうとか、そういうことは考えているんですか今のところ、そのあたりはどうなんですか。

●委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 第1回目の感触では、今、双方で話し合っている内容がまとまれば、先ほども言いましたけれども、この申し立てを取り下げるとはやぶさかではないという話ですので、そうなれば、最後までいって決着をつけるというようなことはしないというふうに理解をしております。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今回、着手金が53万円ですよ。これが高いか安い、私はそういうことは全然わからない素人なんです。これがもしその後、取り下げ等があった場合に、この着手金は当然納めることになるのか。それから、この説明の際に、終わった後の成功報酬というか、何らかの報酬を弁護士に支払わなければならないというふうに考えなければならないのか、そのあたりはどうなっていくのかと、もし取り下げ等があった場合にね。

それと、先ほど税財政課長が説明されたときに、北海道弁護士会というふうにおっしゃっていましたが、北海道弁護士会というのは大概の弁護士きつと入っているのではないかなと思うんですけど、こっちに説明された内容は、北海道町村会の顧問弁護士というような説明だったと思うんですよ。これはどういうふうに理解すればいいですか。

●委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） この件に関して、1回目の感触はそうでありますけれども、この後、札幌でさらに何度か事情を聞かれる場面が出てこようかと思います。それと、今回、相手方からの申し立てを見て、書面で北海道労働委員会に出されたものが、厚岸町にもこういう内容で申し立てがなされていますよという文書の通知がございます。それに対して答弁しなさいと、厚岸町の考え方を答弁しなさいということで答弁を求められました。その際に、我々、相手方も弁護士をもう立てていますよというのは、これまでの話し合いの中でお聞きをしていますから、法的なことにそごがあってもまずいということで、一番最初は厚岸町の顧問弁護士さんに相談をさせていただきました。さらに札幌の弁護士事務所の弁護士さんにも相談をして、厚岸町で事務方で考えた答弁内容をチェックを入れてもらいました。それは法的に問題があるかないか、それから過去の判例で今回の案件にかかわる同様の判例等があるかないか、あればどういうものかというようなことで相談をさせていただいてきております。

そういうことで、その前に財政課長の説明、ちょっと間違いでございました。間違いというか、北海道町村会の顧問弁護士になっている方と同じ方、間違いではないけど、厳密に言うと、もうちょっと詳しく申し上げると、そういう方をお願いをしたい。その弁護士事務所のホームページ、これも5月19日の議員協議会でお示しをさせていただい

たとおり、この方に、ここの事務所をお願いをしたいということになってございます。

それから、この着手金は、とりあえずの着手金でありまして、今後その進展ぐあい等々によりまして、さらに委託料が増額していくことはあり得るということでありまして、そのように伺っております。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 大体内容はわかりました。できれば早急に、この問題の決着をつけていただきたいというふうに私は思います。

それで、委員長申しわけないんですが、定例会でありますので、町長の政治姿勢についてちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

それで厚岸町にも、それから町の議会にも、高レベル放射性廃棄物、核のごみに対する全ての施設は受け入れないとの声明を上げてくださいというような署名活動をしながら運動をしている人たちがいて、町のほうにも申し入れがあったというふうに伺っているんですけど、議会前には何か管理職会議もあったというふうに伺っているんですけど、それで3月議会で室崎委員の質問に道新等で報道された内容に対する町長の見解が示されております。それで、町長はそのときには賛成だとか反対だとかというのは言っていないような気がするんですね、この議事録を見ますとね。それで町長、平成12年にまだ道議だったというふうに思うんですね。そのときに、9月の定例会で、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例というのが可決されております。そのとき、出席議員の中に町長も名を連ねていますから、当然賛否を明らかにされているものというふうに考えますけれど、この条例に対して町長は賛成されていると思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えいたします。

北海道条例につきましては、後ほど答弁いたします。今、数々の関連ある質問をされたものですから、私から幅広くなるとは思いますが、ご理解をいただきながら答弁をさせていただきますと思っています。

今ご指摘ありました署名でございますが、署名を求められた方からこういうのがあるぞということを聞いて、初めて承知をいたしたところでございます。さらには、また、室崎議員との関係でございますが、2回質疑をさせていただいております。平成24年3月議会、そしてことしの3月議会ということでございまして、去年の質問の際におきましては、私は明確に答弁をさせていただいております。厚岸町は全く承知はしていないということは新聞に出ていたと思うんですね。しかし、もちろん受ける気持ちは全くありませんという答弁をいたしたところでございます。そのことについては、ご承知を賜りたいと思います。

さらには、道議会議員の当時の話であります。そのとおりでございます。2000年の10月に、この北海道条例が提案されました。北海道における特定放射性廃棄物に関する条

例でございます。その主たる考えといいますのは、北海道に核の廃棄物を持ち込まないという条例であります。そういうことについては、当時、道議会議員でありましたので、ご承知をいたしているところでございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 町長のおっしゃっているとおりだと思うんですね。それで、私は、この問題が道新に報道された以降、厚岸町の町長の考え方だとかそういうものも知っていますし、そう簡単に我々が行動できるような問題ではないなということで慎重に考えておりました。

ところが、私がある映画を見に行って、そこで厚岸町に核の最終処分場がつくられるおそれがあるから反対署名にご協力くださいというのが、この例の署名なんですよ。誰も、まだそういうことを決めてもいないし、決まったことでもないしという、そういう状況の中でね、そういう運動があって、あれあれ、これはどういうことなんだろうといううちに、そうしたら町内でも何か始めたらしいと、署名運動をね、いうことを知って、いろいろあちこち、そのときは署名用紙も私ちゃんと見なかったものですから、後で映画を主催した人たちにどういう署名なんだということで、署名用紙をファクスで送ってもらったら、今回、運動されているのと同じ署名であるということがわかったんですけど。

やはりこの問題は、町長が毅然とした態度をとることがやっぱり大事だし、厚岸町としては絶対核の廃棄物を持ち込ませないんだということを全町挙げて、そういう全町民挙げてそういう考えですよというのをやっぱり示すことが大事だし、今、町内で運動されている方々も当然そういう思いでやっていると思うんですね。ただ、町長や議会が宣言するだけでなく、町民挙げて厚岸町には絶対核のごみは持ち込ませないし、持ち込まないということをやっていかなければだめではないのかなと。

もう、いろんな話が出ちゃっているんですね。何か、ある町内の漁港に放射性廃棄物をあげるんだというような話までされている人もいるっていうんですよ。どっからそういう話が来ているのかわかりませんが、町内より町外のほうが話が進んでいるんですね。ですから、そのあたりをやっぱり私たちは、ただ何を言っているのかというようなことではなくて、厚岸ではそういうことは絶対許されないことなんだということを明確に町として示す、そういうことをやるべきではないのかなというふうに考えますが、町長はいかがでしょう。

●委員長（中川委員） 町長。

●町長（若狭町長） 大変私にとっては、この谷口委員の質問はよかったなと思っています。重要な若狭町政に関する姿勢の問題であるという認識をいたしているところでございます。

実は、署名の冒頭に、北海道新聞発行の原子力負の遺産に基づいて云々という、あたかも厚岸に核のごみが来るような内容になっているわけではありますが、さらにはまた、

先ほども室崎委員の名前を出しましたが、日大教授の高橋教授の記事も載っております。

ところが、またこれ私もよかったなと思うんですが、いろいろなご意見が、賛成反対とか、いろいろなご意見があるわけです。ちなみにお話ししますと、今、原子力負の遺産の57ページにこういう記事もあります。それは、最終処分事業を行う日本の事業体であります原子力発電環境整備機構というのがあります。その記事は、高橋教授の独自の見解だと、室崎委員からご指摘あった件ですが、我が国には主力地層処分に適する安定した地層が存在すると認識している、その見解を否定しているという記述もあるんです。

また、今回の署名に当たりまして、いろいろな私に対する問い合わせもございました。今、漁港の問題出ましたが、私に関する意見もちょっと耳にしたんです。というのは、若狭町長が既に厚岸に核のごみの施設の誘致に理解を示している、そして国から金を持ってこようとしているというようなお話があるわけであります。

それから、先ほど釧路でという話がありましたが、その署名の理由としまして、署名にご協力くださいとして、署名には、厚岸町に高レベル放射性廃棄物の処理施設を建設しようとする動きがあるそうです。この動きに反対される方は書面に署名をお願いいたしますというようなことで、私もびっくりいたしましたわけであります。

私の姿勢は、室崎委員とのやりとりの中でもお答えをしたとおり、また今お答えしたとおりであります、このことは、今でも、これからも変わるものではありません。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 今、町長おっしゃったことが厚岸町の見解として、やっぱりどういう形になるかちょっとわかりませんが、あたかももうそっちに向かっているようなことを、この署名でも言っているわけですね。ですから、これ自体が私は否定はしませんけれど、まだそういう決まっていない部分もあるわけですから、ですから核のごみを持ち込ませないということを、やっぱり全町挙げて反対なんだということを町長おっしゃいましたけれど、これを裏づけるような何らかの対応をしていただきたいと、今の質問に答えるだけでなく、そういうことは可能なのかどうなのか、もう一度伺いたします。

●委員長（中川委員） 町長。

●町長（若狭町長） 核のごみの問題は、厚岸に関しては全く打診もありませんし、そういうことも考えておりません。そういう中で、私も証明したとおり絶対反対だと言っているわけですね。しかも、先ほどご指摘ありましたとおり、2000年の10月に北海道は絶対だめだという条例までつくっております。

それから、きのうですか、幌延の議会があったそうであります。そこにも、実は同じ2000年ですが、三者協定というのがあるんです。それは、動燃、北海道、地元の三者会、これも核を持ってこないという協定なんです。そうすると、幌延の町長は、今の研究センターの役割は必要だと、しかし三者協定を遵守すべきであるということをお話ししてい

るんですね。

ですから、北海道にはそういう条例もあり、また実際、幌延の三者協定もあると。私はそれを信じたい、また、そうあらねばならない。しかも私も、そういう公式な議会で発言をしているんです。ですから、そういう意味において、私の町政に対する姿勢を信じていただきたい、そのように感じているわけであります。

●委員長（中川委員） ほかに、1目ではありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

4目情報化推進費。

10目企画費。

3款民生費、1項社会福祉費、8目社会福祉施設費。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費。

ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） 5款農林水産業費、1項農業費、3目畜産業費。

6番、堀委員。

●堀委員 2番委員が一般質問で、いわゆると畜場の問題について一般質問されておりました。その答弁はというと、何も決まっていなからお答えできないというのが主だったのかなというふうに思うのですけれども、この問題については一般質問の中でもあったんですけれども、5月19日の議員協議会のほうで初めて私たちのほうには示されたんですけれども、ただ、何も決まっていなからそれでいいのかというふうには、私はならないというふうに思うんですよね。当然、釧路管内の農業協同組合の組合長会のほうから各町村のほうに町村負担といったものを求めるようなものがあつたに聞いたのですけれども、大体概算の額を目安というものも示されている中で、ただ、やはりその5月19日の議員協議会のときに、私いろいろと懸念意見というものも出させていただきました。5月19日のそのときには副町長も、別件ではありましたが後ろのほうで控えていて、その話は聞いていたと思うんで、当然そのいろいろな懸念、事業運営、事業継続、そして運営上の問題とか継続上の問題について懸念を述べさせていただいたんですけれども、それら懸念については農業協同組合の組合長会のほうには伝えられているんでしょうか。

●委員長（中川委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） あのとときに、あのお話をさせていただいて受けた質問につ

きましては、太田農業協同組合のほうにペーパーで渡して、こういう議員協議会でこういう疑義がありましたと、これに対して答えていただきたいということで、決まった段階ではこれに対して答えなければなりませんのでということで、それを渡して回答を求めています。ただ、今の段階で、それらに対する回答はないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 その回答とかというのは、大体いつぐらいまでにももらえるのでしょうか。1年後なんですか、2年後なんですか、建った後なんですか。

●委員長（中川委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） それについては、ちょっと私のほうも今の段階でいつまでということにはちょっと答えることができません。農協のほうにも、そのときは参事にお渡しして、組合長のほうにもということで渡してありますけれども、今の段階でまだその事業費も、事業費というか、建設場所もまだ決まっていないと。建設場所が決まっていないうちで、そうすると建設のお金の費用の算定もまだ未確定だというような段階で今いるということなものですから、それに対するものが進んでこなければ、今いただいた委員に対することも返ってこないのかなというふうには思っております。

●委員長（中川委員） 6番、堀委員。

●堀委員 建設事業自体についてはそうなのかもしれませんが、私はその事業の継続性とか運営上の問題点というのも出させていただいたんですよ。それについては、相手方もあることなものですから、早急な回答というものがいただけるというふうに思うんですよ。どうなんですか。

●委員長（中川委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私も重要な関心を持っている施設でございます。大野委員に答弁いたしましたわけですが、釧路畜産公社のと場ですが、これはもう廃止決まっているんです。2016年の3月で廃止します。そういう事実関係に基づいて、釧路、根室の農協界がこれは大変だと、きのうも話しました。約30万頭もいる最大の酪農地が、屠場がないということは今後の経営についても大きく響くということで、何とかつくりたいということで行動しているわけがあります。

そこで、実は平成26年度の開発要望事項として、この課題の26年度予算の中で国に強く要請しようということで、標茶の町長からもこの問題を一つ取り上げていただきたいというお話もありました。私は、もう大賛成だと、臨むべきだということでありましたが、ところが組合長会のほうは、実はまだ具体的な関係、今、堀委員から指摘されたよ

うな課題等もあるんでお待ち願いたいということでありました。そこで、当初には載せません。決定した段階で、北海道なり国に対して、北海道の要望事項としつつ当地域の要望事項として、開発期成会として活動していくということになっておりますので、堀委員も大変心配していることではありますが、私もいまだにそういう具体性がないということについては、大野委員に答弁いたしたとおり、まだ自治体の負担もどれぐらいになるかわかんない、自治体自体の財政も限りあります。そういういろいろなことがございますので、どうかそういうことでご承知いただければと思っております。

●委員長（中川委員） 6 番、堀委員。

●堀委員 町長の言うことは大変よくわかるんですよ。私も、確かに管内にあれば当然いい施設ですから、やはりこれについては何も問題は、問題というか反対するものでも何でもないのですけれども、ただ、その運営の方法が、当初5月19日のときに聞かれたのが管理委託方式でというような形の中で、隣の町が建設し、管理委託方式でというような方式を聞いたものですから、それだと事業の継続性といった中で、同じ会社、もう別な自前工場がある中で、その管理委託を受けても、結果的に力を注ぐ関係上、長続きしないのではないのと、そういうような心配があるから、やはりその管理方式については何らかの別項をいただきたいということで。

私だと、出資金で、株式会社ですからホクチクは。そちらに根釧管内の自治体が出資といった中で、経営に参加するという中で、そのホクチクの事業としての継続性を図っていくべきじゃないのかということで、そちらのほうでも質問させていただいているんですよ。やはり、そこが一番問題に私はなると思うんで、ただつくって、それを委託すればいいんだというふうには私はなかなかならないというふうに思うんですよ。それであれば、10年はいいでしょうけれども、20年は決して持たないというふうに思うんですよ。

事業計画を聞かせてもらいましたけども、新設のときに900万円のプラスというような事業計画を出されているんですけれども、今現在何千万円の赤字なのかというものを当然承知だと思うんですよ。じゃ、本当に建てかえたから何千万円がそっくりその間切りかわるのか、その900万円というのは何年続けれるんだといったときに、今度は赤字になったときには、その施設の維持負担というのはどこがどう持つんだという、そういうような懸念だってあるわけなんです。なおかつ、これについては、27年、28年、29年といった中で、当然期限がわかっているわけなんです。建築のほうも急がなければならない。当然、自治体だって予算を持って進まなければならないわけなんです。あしたお金が欲しいから、すぐ、はい、予算を決めまして、もろ手を挙げて何でもいから厚岸町でお金を出しますというふうに、それはならないというふうに思うんですよ。ですから、私はこのように質問して、できるだけ早くに相手方にもしっかりと伝えた中で、しっかりとしたその経営状況といったものもホールに入れた上での事業というものを組み立てていただきたいということで要望をさせていただいたんですよ。

確かに町長の言うとおおり、まだ何も決まっていなかった中ではわかるんですけれども、やはりそのことについては強く組合長会、そしてまた今現在の事業を運営されて

いるホクチク側にもしっかりと伝えられて、できるだけ早期の中で、またできるだけ事業の継続性がしっかりと確約できるような形の中での事業の構築をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（中川委員） 町長。

●町長（若狭町長） 堀委員が心配するのと同じ気持ちで、鉦根の組合長さんの皆さん方も考えていると思います。建設費の問題もありますが、今度どうするのかということも含めて私は現在を迎えていると。せっかく我々、鉦路地方開発期成会に重要案件として上げたいという中で、そういう話でありますので、当然、堀委員がご指摘のことも含めて検討をしていると、そのように私は理解しておりますので、ご承知をいただきたいと思っています。

●委員長（中川委員） ほかに、3目でありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

5目農地費。

7目農業施設費。

9番、南谷委員。

●南谷委員 7目農業施設費、これ775万7,000円ですか、活性化施設委託料、設計工事管理委託料、これあれでしょうかね、当初予算にどうして上がらないで、この時点で700万円というものが計上されたのかなと非常に私は疑念に思ったんですよ。これだけの工事を計画しているわけですから、当然これはついて回るものですから、総体事業費の上になぜ1回目から上がってこなかったのか、ここで上がってきたのか、この理由についてお伺いをさせていただきます。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） この関係は、さきの議案の工事請負契約に関する工事の工事管理という内容でございますので、設計と工事管理を担当する建設課のほうからの立場でご答弁させていただきたいと思います。

当初予算要求、それから編成時におきましては、当課建設課と産業振興課において調整をし合いながら予算要求編成に挑んだところでございます。その時点では、業務調整ができるかどうか、どうもわからない状況ではありましたが、建設課の建築系の建築士が工事管理を行う予定で予算計上は見送っていたようでありました。しかし、新年度に入りまして、建設課建築係が担当する平成26年度の各課を含めた全体事業につきまして、私から担当者に改めてスケジュール管理状況を求めたところ、担当業務量が多くてスケ

ジュール調整ができないということが判明したところでございます。補正予算に盛り込みたい、措置をいただきたいという内容でございます。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 私は、なかなか納得できないんですよ。やっぱり、そういうことも含めてきちっとこれだけの事業をするわけですから、やっぱり事務連携も含めて、担当に後から聞いたらなんていう話には僕はならないと思うんですよ。だから、やっぱりこういう事業をするわけですから、しっかり予算を組むときに、ここに来てこれっていうのは、やっぱりね、事務屋としては僕は情けないなと思うんですよ。しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 今後につきましては、改めて十分な精査、検討、調整をしながら、予算要求に努めさせていただきたいと思います。

●委員長（中川委員） ここで、ほかにありません。農業施設費7目。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

9目堆肥センター費。

3項水産業費、2目水産振興費。

6目水産施設費。

ありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） 6款、1項商工費、3目食文化振興費。

4目観光振興費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 ここで観光ガイド育成というのが出てくるんですが、先ほど提案理由説明の中でちょっとありましたけれども、この観光ガイドってどういうものなのか、説明をしていただきたい。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 説明させていただきます。

この事業は、歳入の部分でもありましたけれども、従来の緊急雇用推進事業の今年度につきましては地域人づくり事業という制度が今年度についてはなっております。この事業の概要でございますけれども、この事業の概要は、地域のニーズに応じた人材を育成すると、それと就業支援、または在職者の賃金の引き上げ等の処遇改善をすると、こういう大きく二つです。一つは失業者を雇用をして、その方々が地域で求められている、そういったスキルを身につけて、そして就職支援に結びつける。もう一方は、従業員の方々の処遇を改善する事業という、大きく雇用拡大プロセスというものと処遇改善プロセスという二つの制度を持っているものでございます。

そのうちの雇用拡大プロセスというもので、今回この観光ガイド育成事業を行おうというものでございますが、財政課長の提案理由の中にもありましたけれども、従来から厚岸町の町の中で観光を進める上では体験型事業の取り組みが必要ということで、これまでも進めてきておりますけれども、いかんせんネックなのは、体験事業、エージェントの方、旅行会社の方がツアーを組んで厚岸に人を入れようとする場合、例えばカヌーをやろうとする場合、リスク管理がどうなんだということが言われます。リスク管理というのは、保険に入ることは、それはできるんですけども、来られた方の安全を確保するためにガイドを備えつけないといけないということが、そういった旅行会社のほうに企画に当たっては必要と求められます。そういった意味では、これまで釧路町のほうにそういった専門の方々がおられましたので、町外からそういった支援を受けながらやってきております。

ただ、今回は、この制度を活用して、それら観光ガイドに必要な知識を、期間は6月1日から雇用をして2月いっぱいまで雇用すると。その中で、観光マスターの検定のための勉強をして試験を受けるだとか、アウトドアガイドの講習を受講する、あるいは北の観光リーダーという養成セミナーがあるんですが、そういったものに参加すると、こういった外に出て勉強すること、それと味覚ターミナルのほうで観光ガイド、窓口などでの接客等について勉強すると。この限られた期間の中で、そういったスキルを身につけて、可能であれば引き続いて雇用をするという事業でございます。

なお、この緊急雇用は、昨年までは町の直接雇用もよかったわけでございますが、今年度の事業につきましては民間事業等に対する委託により行うということが条件となっているために、このたび味覚ターミナルからの提案を受けて厚岸町のほうから委託事業として発注するものでございます。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっとよくわかんないところがあるんですよ。

ちょっと置きかえて今話ししますね。訪問ヘルパーという資格ありますよね。1級とか2級とかとなっていますね。厚岸町で2級のヘルパーの養成講座やっていますね。今話を聞いていると、失業している人にきちんとした職業を持ってもらって、地域の人材として活躍してもらうための大きな国の制度の中の一環として厚岸町でやるんだというわけですね。そうすると、今のヘルパーに置きかえると、社協がやっている2級ヘルパー養成講座みたいなものを今やると言っている話なのか、資格を取った後に厚岸町で

活躍してもらうための制度をつくっているのか、そこらがね、ちょっと今の説明で、こっちかなと思うとあっちだし、あっちかなと思うとこっちのような話がして、ここらをちょっと明確に話をしていただきたい。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） この制度の趣旨は、失業されている方、その失業されている方が就職するために、地域の、今、厚岸町が事業をやろうとしているわけですから、厚岸町の中で必要とされている人材を育成をします。そのために、失業者の方を雇用して、そして限度は26年度事業ですから、3月いっぱいまでの雇用の中において、地域で求められている人材としての技能を高めていただくと。そうすると、それがうまくいけば、3月まで雇用していたところで、4月から正規で雇用の場がまた求められるかもしれない。あるいは一方では、4月から引き続いてそこで働けなくなったとしても、それまでの技術を生かして、その失業者は就職の道が開ける、そういった人づくりをしようという趣旨の事業でございます。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 抽象論としてはよくわかるんですよ。今、私が聞いているのは、観光ガイドというのを聞いているんです。そうすると、ことし何カ月間か、何とか講習に、なんとか講習にと、今、幾つか上げていましたが、それらを使って、あなたは観光ガイドさんですよと、私は観光ガイドなんですと言える資格なり技能を取ったとしますね。来年以降どこで就職して、どういう仕事をするんですか。それが厚岸町にあるんですか。観光ガイドを必要とする必要とするとおっしゃっているけれども、それは既に制度として厚岸町にあるんですか。そこなんです。観光ガイド育成といって、まあ1年間、厚岸町が雇用して、あれは厚岸町がでないのか、これは民間に委託して、とにかく公的なお金を使って勉強してもらおうと、その間の勉強している部分の生活を保障しましょうというだけのように聞こえるんです。

それが、何をやるかといったら、いろんなものがあると思います。福祉関係の資格もあるし、それからそれ以外のものもありますよ。うちのような商売だって資格です。今度、そういう資格を取ったとしますね。この観光ガイドというのが資格かどうか、制度的にどう確立しているのか私わからないけれども、これ育成するからには、育成された人がその次からどうするのかということについて、今のお話の中にはないんですね。そのあたりを含めて、観光ガイドというものはこの町でどう位置づけられるのか、それをお聞かせいただきたい。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 答えいたします。

厚岸町の中で観光ガイドの位置づけというのは、こういった資格を持てば観光ガイド

だとか、そのレベルに達したらというような取り決めというのはございません。今、北海道であるのは、北海道が認定ガイドという認定制度を持っています。その資格を取れば、そこに行くには幾つかの段階を踏まないといけません。先ほど説明した中で、アウトドア講習というのも一つの候補の勉強の中で一つ上げましたけれども、これが北海道の認定ガイドの入り口段階になりますが、そういったステップを踏んで北海道の中では認定ガイドという制度を持っておりますけれども、厚岸町ではございません。ただ、今、厚岸町が目指しているところは、体験観光を推し進める中でいろんな需要がぼろぼろ出てきております。例えば、先ほど言ったカヌーだけではなくて潮干狩り一つとってもそうなんです。そういった体験事業を行うに当たって、それらの方に適切な説明ができる、身につけた技量を持った人をやはり養成しなければ、これからの厚岸の観光をより発展させるという上では不足だという認識のもとで、こういった観光ガイド養成という名前を持っておりますが、これはご質問者が言われるような厚岸町の観光ガイド養成と、どのレベルまでいかせるというちゃんとした基準があって今やろうとしているわけではございません。そういった体験事業を行う方々のサポートができる、その一員となることができるような資質を、いろんな北海道内にも制度がありますので、そういったものを身につけさせて就職支援に結びつけていこうという事業で考えているところでございます。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 国の制度がそうになっていますから、担当者としてはそう言わざるを得ないと思うんですが、就職支援の話と観光ガイドの話というのは大分距離があるんですよね。というのは、今例に挙げていらしたのも、非常に高度なものから、下手したら私でもできるんじゃないかなと思うようなものまで一緒にたにして話されている。

例えば、カヌーに乗って、全く生まれて初めてカヌーに乗るような人の安全性を確保して行うガイドなんていうものは、これは三月や半年の講習でもってできるかどうかということ甚だ難しい。カヌーというのは、ひっくり返るのが前提だとまで言っています、カヌーのベテランの人たちは。あれ沈するとかと言うんだそうですけどね。だから、ひっくり返ったときどうするかという話まで全部勉強しているんですよね。シーカヤックなんかになったら、もう自分でひっくり返しておいて、きゅっとパドルとかいう、僕ら、櫂と言ったほうが早いのかな、あれでぼんと起きるような訓練までやっていますよね。そういうレベルのもので安全性を確保するだけの案内なり誘導なり、それから安全確保ができる人がですよ、今、差し当たって職がないから、こういう制度に入って、その何とか講習というのを受けたら即でき上がるとは到底思えない。

また片一方では、厚岸の駅にぼんとおいたら、どこがいいところなんだろうと、私の事務所に入ってきて聞かれることも年に一遍ぐらいあります。お供山の上がり口どこですかと聞かれることもあります。そういう案内をして、ああ、今そこのところで鳴いている鳥が、あれがノモマっていうんですよ、ここのところに咲いている花が何とかっていうんですよという程度のご案内なら、口幅ったい言い方だけでも、全体の要求される3分の1ぐらいなら私もできるかなと思います。それもガイドですよ。

それで、例を出して言いますが、ある町ではね、町のガイドっていうのをつくっているんですよ。これは、その町の住民の方がなるんですけどね、そんな言い方をしたら悪いんだけど、その説明してくれた人はこういう言い方していました。農家のおっさんだとか漁師のおっさんだとかがなってくれるんだ。そうすると、町で受け付けする場所があって、半日でたしか5,000円とか言ったな、要は払うんですって、観光客は。そうすると、それを半々だったか、3、2だったか忘れちゃったけども、町と本人との間で取り分が決まっているんだそうです。そして、その人が、いわゆるこの町の景勝地、厚岸町でいったら愛冠の先だとかお供山だとか、あるいは望洋台だとかいろいろあるでしょうね。そういうところを連れて歩いて、国道沿いのいいところならこうだけど、ちょっと入ったところももっといいところなんだよっていうようなところも案内してくれる、あるいは草花の説明もしてくれる、町の成り立ちや、いわゆる景勝地のいろいろな伝説だとか、そんなものも教えてくれる。そうすると、来た観光客はただ黙ってぷらぷら歩いて帰っていくよりはずっと立体的に見れるわけですね。そういうのを町の制度として持っている町もあるんだそうです。

だから、せっかく観光ガイドを育成するんだったら、そういうものをきちんとつくっておかなかつたら、資格は取ったが年度が変わったら、はい、もうなくなりました。何のために1年間勉強したんだらうということになっちゃもったいないですよ。そのあたりのものをきちんとつくるのも、このガイド育成であり、ガイド制度育成でもあるわけで、そういうことも一緒に裏表でやっていかないと、1年間だけ、勉強する間だけは何とか見てくれるんだが、その先はあんた好きにしなさいでは、もし私がその立場ならおっかなくてそういうものに入れたいです。その間、あるときに、もうちょっと次に続くような仕事を探しますよ。だから、そのあたりをきちんとする必要があるんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ご質問者言われているのは、もっともだと思います。金橋議員からの一般質問の際にも、ちょっと触れさせてお話をさせていただきましたが、このガイド養成という部分については、厚岸町、ことし初めて惹起したものではなくて、何年も前から体験事業を進めるといっても、そういった部分で不足しているということで認識をしております。こういった取り組みでは、その委員さんは、ほかの町ということでの事例でお話をしてくれましたけれども、実は隣の浜中町は観光協会ですらに似たような取り組みを実は行っております。特に、学生の方々の協力をいただいてということでの養成事業も先進的に進めているところではございます。そういったノウハウもあるものですから、厚岸町だけでなく3町の広域観光推進協議会のほうの力もかりながら、ガイドの養成講座というのを2年ほどやってきました。しかし、いかんせん、どうしても厚岸町における養成講座に参加してくれる方々というのが本当に限られているということで、成果として結んできていないのが実態でございます。そういったこともあったものですから、3町の広域観光推進協議会ではまた志向を変えて、ことしの事業でも行っていきますけれども、取り急ぎ厚岸町についてはこういった制度があったもん

ですから、まずこの事業を生かして、こういったガイドを養成していきたい。ガイド的な、ガイドに近づくような人を養成していきたいと。

これは、鶏、卵の話もあるんです。ガイドがないから、そういった企画を組めないという話が旅行会社からあります。一方、こちらのほうにしてしてみれば、そういった企画が需要があれば、それに耐え得る人たち、人材も、町民の方々もお小遣い程度でも入るんであれば生きがいとしてやりたいという人も実はいるわけでございます。そういった取り組みを一つでも一歩進めるためにということで、2年間広域観光でやってきたもののプラス、こういった国の制度の10分の10という有利な制度があったものですから、これも生かしながらいろんな形で厚岸町のガイドの養成に取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

- 委員長（中川委員） 4目観光振興費で、ほかございません。
8番、竹田委員。

- 竹田委員 ガイド育成の部分については、とてもいいことだとふうに思います。きのうも、これにちょっと近いような話があったんですけども、民が行っていることに対して官が応援をするということが一番いいんだろうなというようなことをおっしゃっていました。さきの説明で、味覚ターミナルコンキリエというふうにもう特定してしまっている。これ税金を使うということになると、広く町民にということになり得るのが当然であるといった中で、味覚ターミナルコンキリエというふうに決めてしまう。これは何も問題ないのかというふうな話になっちゃうと思うんですよ。その点については、どうなんでしょうか。

- 委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） 私どももこういった、私は考え方を変えれば、10分の10で民間の企業者の人材として雇用して、そこで育成を来年の3月まで間でスキルを身につければ、翌年度からその人を1年間事前に雇用して、必要なスキルを身につけていただいて来年4月から採用するというようなことも可能な制度でございます。大変有利な事業だと私も思っております。そういった中では、先ほども室崎委員の質問の中でも若干触れたんですが、味覚ターミナルの提案を受けて厚岸町が委託をしたということをお知らせさせていただきました。

この制度は、実は今、4次募集までなっています。それで、こういった制度がありますということをホームページ、防災無線で一旦皆さんに周知をして、そしてIP端末の中でも、ちょっと説明を加えさせていただいて、そしてホームページの中ではより詳しく、それでわからなければまちづくり推進課のほうに問い合わせさせていただきたいという募集期間を決めて、この制度を周知させていただいております。あくまでも民間に対する委託事業ですから、企業側から提案されたものが全て採用できるということにはならないでしょうけれども、そういったこの制度を活用して事業を興したいと思う事業者がおられる場合には、誰でも手を挙げられるような形で周知をしながら提案事業の募集をし

て、これらの事業の要望につなげていっているということを行ってきているところでございます。

●委員長（中川委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 世間一般的に物を考えて、今どきこの時期に失業しているっていう、そういう身分をどうのこうのというわけではないんですけども、一般的にこの時期で失業していて、そういうことを身につけたいという人がいるとなれば、相当特殊な人間か、相当、私、言い方悪いかもしれないけど世間に認められない人なのかという発言が適当かどうか分かりませんよ。でも、一般的にそういう受けとめ方しかできないということになるんじゃないかと思うんですよ。これ、どちらの人なのかなっていうふうに、税金を使うわけですからね、どちらの人なんだろうと思うんです。特別有能な人で、特別なところに就職しようと思ってずっと頑張ってきたけども、なかなかその場所がないと、ようやくこういう日の目が出るような就職活動ができるんだというような人なのかどうかということが、とても逆に心配になってくるんですけど、その部分についてはどうなんでしょうか。

●委員長（中川委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、味覚ターミナルのほうで雇用をしている方というのは、いろいろ高校卒業されてから地方で働いていて、実は町内の企業でも働いていましたけれども、わけあってちょっと前に退職をされたということで、新たな職を求めている方がちょうど見つかったと。ハローワークに募集を出して、そういった人材が見つかったと。その人自身は、大変意欲を持って仕事に今も従事しておりますし、面接に当たってもそういった前向きな考え方を持っているということで、味覚ターミナルのほうは採用したというふうにお聞きしております。

ただ、総じて、今、質問、委員言われたように、実は厚岸町は提案だけを待っていたんではなくて、逆にこういった事業なんだからどうですかというのを、一応幾つかのところにも当たってはいます。ただ、これ国の制度というのは、4月に入ってからされた。そうすると、採択を受けてからでないとハローワークに求人を出せないと。どこの会社も、いろいろなところにも、会社だけでなく組合だとかにいろんな話をさせてもらいましたけれども、4月1日から新しい体制をつくりたいんですよね。求人は、1月だとかそのあたりからもう行っているんですよ。この制度は10分の10で、そういったいい面もあるんですけども、採択を受けてからでなければ求人を出せないという制度なものですから、そんなものじゃ会社はうまくいかない、そんないい制度であってもこれには手を挙げられないというのが大方です。

それと、今、質問、委員言われたような心配というのは、自分の会社で人を採用するといったときに、やはりいい人材が欲しいわけですから、そういった委員言われるような心配は十分承知しております。

ちょっと話は変わりますが、来年度事業に向けたいろいろな北海道との自治体町

村との話し合いの場もありましたものですから、そういった制度についての欠点とか、こういった部分は使い勝手が悪いんだと、この制度については大変いい事業であっても、これが問題だということも指摘もさせていただいております。これが厚岸町だけが言ったからといって、すぐ来年度からの制度がどうなるわけではなくて、大もとは国からの国庫の補助金に来て、その基金を造成するという趣旨でいろいろやっているものですから、地方の一自治体が言ってどうなるものではないかもしれませんが、そういう考えも厚岸町からは意見として言わせていただいているところでございます。

- 委員長（中川委員） 委員長が下手で、10分もオーバーしましたけど、これで休憩させていただきます。再開は15時40分といたします。

午後 3 時10分休憩

午後 3 時40分再開

- 委員長（中川委員） 委員会を再開いたします。
4 目の観光振興費。
ありませんか。

（な し）

- 委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。
7 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路新設改良費。
6 項住宅費、2 目住宅管理費。
10番、谷口委員。

- 谷口委員 ここで、特殊建築物等定期調査委託料というのがありますけど、この内容についてちょっと教えていただきたいと。

それから、もう一つ、今すぐでなくていいんですけど、耐震診断について公共の建物等で調査を必要とするものがどのくらいあるのかね、次回の定例会まででもいいんですけど、資料として出していただけないかなと。学校は、厚岸町は100%の耐震改修を行っていますよね。そういうことでちょっとお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

- 委員長（中川委員） 建設課長。

- 建設課長（松見課長） まず、1 点目の特殊建築物等定期調査委託料でございます。これは、この科目で上げておりますのは、町営住宅の10棟分の検査に要する委託料でございます。建築基準法の第12条に規定されております特定行政庁、これは北海道が指定する建物の検査をし、報告をしてくださいという内容でございます。北海道では今回は3年に一度求める施設について通知があったわけでございます。

それから、耐震診断の関係でありますけれども、法律上必要な施設と、それから法律上求められていないけれども現在も進めているという部分がありますので、作成方法ちょっと検討して提出できるように準備をさせていただきたいというふうに思います。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 3年に一度、どういうことを調査するものなのか、その内容について教えてください。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、特殊建築物として北海道が指定しているのは、例えば今回は集会所が該当しますし、それから共同住宅、それから毎年あるのが味覚ターミナルとか、そのほか6項目に分かれているんですけども、主に不特定多数の方々が出入りするもので、一定規模の面積を持つ施設を指定しております。法律的には、当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食、その他の劣化の状況の点検を含んでいまして、当該建築物の建築設備についてもこれは求められておりまして、主にそれがきちっと適正に役割を果たしているかどうかと、そういうきちっとした審査、検査を受けるということでございます。

●委員長（中川委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 これは検査を受けますよね、そしてその結果、傷みが激しいだとか、もうこれは使いものにならないだとか、いろんな検査結果が出ますよね。これは道の検査なんですか、正確に。さっきの話からすると、報告して終わりなのか。これは次年度以降、急ぐのは早急にやんなきゃなんないと思うんですけど、どっかの段階でそれに基づいて維持補修を計画するようなものに結びつけていくというようなものなのか、そのあたりはどういうふうに考えていますか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） この審査の目的は、やはり利用者の安全の確保とか、そういったことが目的でありますので、検査に通らないとする不適切である場合は、それは利用者への安全を保てない状況であるというふうに判断しますので、それはきちっと改善する内容、その方法等をあわせて報告を求められることになります。道としても、これ従わない場合とか、そういう現場に立ち入るだとか、そういったことも準備されておりますので、これは直ちに直すべきものと、そういう報告になります。

●委員長（中川委員） 10番、よろしいですか。

9番、南谷委員。

●南谷委員　ただいま、私も聞きたかったことを大体聞いていただきましたんですけれども、その検査人というんですが、委託とあるんですけど、どういうところに委託をされるのかなということをまず伺います。

●委員長（中川委員）　建設課長。

●建設課長（松見課長）　行政財産で、今回、補正予算に掲げた以外にも今年該当施設ありますので、それを一括発注を考えておりますけれども、指名競争入札という形になると思うんですが、建築設計事務所というんですか、そういう一級建築士もしくは二級建築士で、検査を行うことの資格を有する方のいる事業所を指定するといったことでございます。

●委員長（中川委員）　9番、南谷委員。

●南谷委員　先ほどの説明を聞いていたんですけれども、検査対象になるものは3年に1回と、味覚ターミナルは毎年ということを伺ったんですけれども、本年度、この15ページの一番上にも同じ項目出ているんですよね、20万円の計上。農林水産費の中で、漁村センターだと思うんですけれども、これも同じ名前なんですよ。そうすると、たしか新年度予算の中にも同じこの検査料というのが上がってきているんですね。そうすると、今回の補正予算でこの2点が上がっているんです。3年に一遍だから今上がってきたのかなというふうに、どうなんでしょうかね。片一方は新年度予算に上がってきているよ、片一方は補正予算で上がってくるよと、同じ検査内容ではないのかなと思うんです。3年に一遍のものは補正予算で上がるのかなと。ことし検査対象になるものは、何と何があったんでしょうか、これ含めて。

●委員長（中川委員）　建設課長。

●建設課長（松見課長）　前段、まずはおわび申し上げなければならないというふうに考えてございます。

ただいまご指摘のとおり、これは3年という定期的なものでございますので、あらかじめ当初予算に盛り込むべき内容でございます。私ども建設課といたしましては、行政財産で北海道の指定する特殊建築物を唯一全部把握している課でございます。そういったことから、行政財産は各担当課で管理しているわけでございますけれども、もととなる建設課のほうからそういう周知、これが失念したということで、その中でも担当課自身が失念したということで、大変ご迷惑をかけたことをおわび申し上げます。

なお、厚岸町のこの特定施設でございますけれども、全部で22件ありまして、そのうち今回は15件が該当いたします。その15件のうち10件が公営住宅関係であります。それから味覚ターミナルコンキリエ、それから生活改善センター、門静地区集会所、漁村環境改善センター、一つちょっと福祉センター、厚岸町の施設でないのも含めてしまいま

した。ちょっと一、減になります。こういった今年度の対象施設というふうになってございます。大変申しわけございません。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 3年に一遍にあるものと毎年あるもの、全て建設課ということでは僕はないと思うんですよね。担当職員は新年度予算をつくるときに3年に一遍ある、人事異動があったのかどうか僕はわからないんですけど、上げている課と上げてない課がある。これは、私、厚岸町の職員の皆さん大変優秀な方が多いと思うんですよ。一生懸命日々業務をやられているわけでございますけれども、そういうのはやっぱりきちっと当たり前のごとくやっていただければ、私はならないと思うんですよね。教育委員会のほうを見せてもらったんですけど、まあまあしっかりやっているなという気はしたんです。だけど、現にこういう状態だということは、日々の仕事どうなのかなと疑わざるを得ません。少なくとも私は、厚岸町の職員の皆さんは一生懸命汗を流していると、町長も常々おっしゃっておられるんですけども、こういう実態を見ると果たしてどうなのかなと、かように思うんですがいかがですか。

●委員長（中川委員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 非常に私ども担当としては、このような結果だというふうに深く反省をしているところでございます。今後におきましては、私ども建設課において窓口といいますか、そういうことをもって各課のほうと調整をさせていただき、漏れのないようにしっかり努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（中川委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 私は、皆さん一生懸命やっているから間違いは間違いで、間違いがどうかというのはそれぞれの判断だから、私は少なくとも失念していたんでないのかなと。担当者異動したり、いろんなケースがあると思うんですよ。やっぱりかばい合うというかな、かばい合うんでなくて確認し合う体制が希薄ではないのかなと、このことにかかわらず。そういう失念しているものが散見されるよう感じるんですが、その辺お互い職員一人で一生懸命やっても見えない部分もあると思うんですよ。

以前に私は、報・連・相のお話をさせていただきました。そういう部分、若干このごろ近年失念しているのではないのかな。一人はやっぱり一人なんです。上司なり下の者がやってきたものをきちっと確認する、そういうことがちょっと希薄になっているんでないのかなと。いかがですか。

●委員長（中川委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 全くおっしゃるとおりであります。部内の点検、各課の連携、

これに十分意を配して今後対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたい
と思います。

●委員長（中川委員）　ここで、ほかにございませんか。

（な　　し）

●委員長（中川委員）　なければ、進めてまいります。

8 款、1 項消防費、2 目災害対策費。

12番、室崎委員。

●室崎委員　災害対策費でお聞きしますが、ことしもまた防災講演会というのかな、それ
を行うというふうに聞いていますが、いつ、どういう内容のものを行う予定なのか、今
から決まっていれば教えていただきたいんですが。

●委員長（中川委員）　総務課長。

●総務課長（會田課長）　3月の定例会でも町長の町政執行方針であったとおり、今年度
も防災講演会を予定しております。先般、決定した内容については、今年度、当初10月19
日が防災訓練の日なものですから、前日で予定をしておりました。

今年度の講師をお願いをしたところ、10月については10月11日しかあいていないとい
うことだったものですから、この日を開催の日として、本年度については群馬大学の片
田教授に講演をお願いしたところでございます。既に、片田教授のほうからは了解を得
ている状況でありまして、ただし、この10月11日が町内の町P連の研究大会の日と、あ
わせて生涯学習講演会が行われる予定になっておりましたが、教育委員会とも協議をし
て、PTAの方々にぜひとも片田教授のお話を聞いていただきたいということもござい
まして、これら全ての事業について共催で行うということで決定をしたところでござい
ます。

●委員長（中川委員）　12番、室崎委員。

●室崎委員　私の記憶違いでなければ、この片田という先生は、今回の3月11日の後、非
常に有名になったというか、もちろんその前からずっと動いていらしたんですけども、
群馬大学の「釜石の奇跡」というようなテレビ番組になった、あのご本人だということ
ですね。

●委員長（中川委員）　総務課長。

●総務課長（會田課長）　ご質問者おっしゃるとおりでございます。

●委員長（中川委員）　ここで、ほかにありませんか。

（な　　し）

●委員長（中川委員）　なければ、進めてまいります。

9 款教育費、1 項教育総務費、4 目教員住宅費。

12 番、室崎委員。

●室崎委員　今回、教員住宅の整備事業として真龍小学校の脇にある教員の住宅の整備ですね、これ全体補修なんですか。

●委員長（中川委員）　教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長）　お答え申し上げます。

今回予算に上げさせていただいております真龍小学校の教員住宅についてでございますけれども、一部改修という位置づけになっております。

●委員長（中川委員）　12 番、室崎委員。

●室崎委員　どんな内容の工事なんですか。

●委員長（中川委員）　教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長）　改修の内容でございますけれども、全般的に施設の老朽化に伴う断熱工事を主眼に置いた改修工事というふうになっております。まず、窓枠のサッシについては、断熱の二重サッシに交換させていただくといったことと、あと床下の断熱につきましても、さらに断熱を強くする工法、それと床の張りかえ、それから集合煙突等から雨漏りも散見されてきておりますので、そちらのほうの集合煙突の補修とあわせて屋根の補修と塗りかえをさせていただくのと、部屋の内壁内装の張りかえ、さらに玄関ドアもかなり傷んできておりますので、そちらのほうも取りかえをさせていただくというような概要になっております。

●委員長（中川委員）　12 番、室崎委員。

●室崎委員　前に、厚生文教常任委員会で教員住宅を見て歩いたこともあります。同じ先生のお住まいでも、医師住宅と教員住宅はこんなに違うのかというふうに感想を述べた委員もいました。恐らく教員住宅に関しては、予算財源さえあれば、まだまだやんなきゃなんないところがあるというふうに担当者は思っているものがたくさん、たくさんという言葉はちょっと悪いかな、幾つもあるというふうに思うんです。年次計画なり何なりをもって、一番ひどいところから手をつけていくというのが実態ではなかろうかと思い

ます。

現在、この後、なるべく早くやらなきゃならないなというふうに候補になっている住宅というのは、どのくらいありますか。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） 町内には多数の教員住宅が、まだ建っております。その中で、教育委員会が今一番重点を置いて進めていかなければならないなと考えているところについては、市街地といいますか、学校づきにある教員住宅を重点的に進めていきたいというふうに考えております。それも管理職はどうしても学校の、厚岸町の場合は学校についてお住まいさせていただいているものですから、特にやっぱり管理職の校長先生、教頭先生の教員住宅をまずは快適な住環境をつくれるようにやらせていただきたいなというふうな考えでやらせていただくのと、あとは、うちのほうとしては年次計画で一遍に、1年に3戸も4戸もできないものですから、最低でも1年に1戸以上は解消させていただきながら、住の江ですとか湾月ですとか宮園といった市街地に近い教員住宅を中心に改修を進めていきたいというふうに考えております。

●委員長（中川委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで、教育委員会としては、それぞれのそういう問題があるというかな、補修が必要だと思われるところは把握していると思うんです。そして、この後の一応の計画もつくっているんじゃないかと思われます。そういうのを今でなくて結構ですから、後ほどで結構ですから、議会なり、あるいは厚生文教常任委員会なりにお示しいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（中川委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（高橋課長） ご質問がありました教員住宅の年次的な改修計画につきましては、時間をいただいてつくらせていただいて、常任委員会等にお示しをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（中川委員） この目で、ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（中川委員） なければ、進めてまいります。

6 項保健体育費、2 目社会体育費。

11 款、1 項公債費、1 目元金。

ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で歳出を終わります。

次に、1 ページにお戻りください。

第2条の地方債の補正。

ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） 地方債の補正については、4 ページの第2表と5 ページの地方債に関する調書の補正です。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

- 委員長（中川委員） 続いて、次に、議案第45号 厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出の予算の補正。

3 ページ、事項別明細書をお開き願います。

4 ページの歳入から進めてまいります。

款、項、目によって進めます。

9 款、1 項、1 目繰越金。

ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、歳出に入ります。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目第 1 号被保険者介護保険料還付金。
ありませんか。

9 番南谷委員。

- 南谷委員 当初予算が10万円で、今回も10万円、この時期に10万円ということで、なぜ過年度分の還付金ということなんですけれども、倍額になるわけでございます。金額はともかく、今時期どうしてこのような計上になったのか伺います。

- 委員長（中川委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） 答えいたします。

今お話したとおり、当初予算が10万円ございました。なぜこの時期にということでございますけれども、4 月中に 3 名の保険の還付者がおります。この金額が 8 万 6,000 円ほどになっています。その後、5 月になりまして、またさらに 1 名の還付金が発生しました。現在で11万円ほどの支出が必要になって、8 万 6,000 円は支出しましたけれども、今 1 名分がまだ支出できない状況になっております。それと、今後の還付予定を見込みまして、全体で今回10万円の増額という形になっております。

- 委員長（中川委員） 9 番、南谷委員。

- 南谷委員 介護保険ですから、お隠れになられる方というふうに推測をさせていただいたんですけれども、例年と比べて、例年10万円で足りていたんでしょうか。

- 委員長（中川委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） 答えいたします。

その年によりまして若干増減、当然ございます。今回は早い段階で、そういう対象者がいたということでございます。

内容でございますけれども、確定申告によりまして世帯の所得の変更がございました。段階が 5 段階から 2 段階とかというふうに変わっておりまして、その段階で還付金が生じます。それに対しまして、還付する段階の変更が 2 名と、それと 3 名のうち 2 名が所得の変更による還付と、それと 1 名が亡くなられまして、その部分で資格喪失で還付になっております。それが 3 名分でございます。それと、先ほども説明しましたけれども、これから 1 名、5 月に発生した方の還付が出たということで、既に当初予算の10万円を超えたと。今後も若干、例年からいいますと10万円近く支出が見込まれるのかなという形で、今回10万円の計上となっております。額につきましては、このぐらいで足りるといような部分がちょっと見込めないものですから、とりあえず今後、支出の見込み部分を計上させていただいたという形でございます。

- 委員長（中川委員） ほかに、ここで質問ありませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で歳出を終わります。
総体的に、ございませんか。

(な し)

- 委員長（中川委員） なければ、以上で質疑終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（中川委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
以上で、各会計補正予算審査特別委員会に付託された補正予算2件の審査は、全部終了いたしました。
よって、平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。
ご苦勞様でした。

午後 4 時08分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成26年6月20日

平成26年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長